

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2560号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

「ツナミ」が真の国際語になったのは一年半前、インド洋大地震による大津波がきっかけだ。しかし二十万人を超える犠牲者・行方不明者を出したにもかかわらず、災害からの復興は一部の地域を除いて遅々として進んでいない。直後に援助の手を勢いよく挙げた国々も、日本など一部の国を除いて「記憶喪失」といった様子だ。カギを握る国際的な早期警戒・防災体制も整備には程遠い。世界を見てみると「ツナミ」の恐ろしさは、十分「身にしみた」とは言い難い。折しも被災国支援のための国際会議がインドネシアのジャカルタで開かれた五月初め、今度は南太平洋のトンガ海溝で大規模地震が起きた。インド洋大地震のM(マグニチュード)九・〇には及ばないものの、M

閑話休題

備えあれば憂いなし

NHK解説主幹 今井 義典

七・八の大地震とあってハワイの太平洋津波警戒センターは直ちに警戒を呼びかける情報を太平洋地域に向けて発した。結果的には津波は最も近いトンガで二十センチ程度、地震の被害もほとんどなかった。しかし地震の発生が未明だったに

さずじまいだった。ニュージーランドの大方の国民がニュースを知ったのは第一報から数時間後の朝のニュースで、しかも担当大臣がいち早く警報を速報したBBCなどの国際放送を「さわぎ過ぎ」と批判して騒ぎを買った。

それでも肝を冷やした南太平洋諸国の政府機関やマスコミはお粗末な対応振りに反省しきりだ。これらの国々にとって情報通信システムの整備は急務だし、地震・津波の発生をいち早く国民に伝える放送メディアとの連携を確実なものにしなければならぬ。なによりも国民の防災意識を高めて、社会全体として不断の備えを築くことが大切だ。

せよ、各国の対応はお粗末の一言だ。震源に近いトンガやサモアには、コンピュータの不具合で第一報が伝わらなかったし、ニュージーランドでは、肝心の政府の民間防衛省が「たいしたことはないさそう」と高をくくって、とうとう注意報も出

「他人事」ではない。千キロ、南太平洋での津波騒ぎは



高原の春

もくじ

活 動	地方六団体の新分権構想委が中間報告.....(2)
活 動	交付税抑制の提案に反論 = 地方六団体.....(5)
情 報	平成18年度「男女共同参画週間」を実施.....(6)
情 報	新任都道府県町村会長の略歴(佐賀県).....(6)
情 報	カプセルNOW & NEW.....(7)
随 想	先人の姿に学ぶ.....鳥取県湯梨浜町長 山本 庸生.....(10)
情 報	政策レーダー.....(11)

地方六団体の新分権構想委が中間報告

地方財政自立に向けて7つの提言



新分権構想検討委・神野委員長（右）から中間報告を受け取る地方六団体代表。
左から3人目が山本全国町村会長。

地方六団体は11日、新地方分権構想検討委員会（委員長・神野直彦東大大学院教授）がまとめた「中間報告」（地方財政自立のための7つの提言と工程表）を受け、その提言内容を地方自治法の「意見申出権」に基づき内閣と国会に提出することを決めた。

「中間報告」は、政府と地方が協議する新組織「地方行財政会議」の法定化を求めたほか、消費税を国・地方で半々とする、地方交付税を「地方共有税」に変更、国庫補助負担金の総件数を半減・するよう提言。併せて、現行の財政再建制度の充実を基本とした改革案を提案した。

地方六団体の代表は、同日の共同記者会見で、「平成6年の地方分権の意見具申で地方分権推進法もでき、三位一体改革までできた。次の大きなステップに踏み出すことが必要だ」と麻生渡全国知事会会長、「地方六団体の意見申出を」内閣、国会は誠意をもつて対応してほしい（山出保全国市長会会長）、中間報告の7つの提言は地方団体が求めていたこと。実現に全力を挙げたい（山本文男全国町村会長）などと述べ、「中間報告」実現に向けて意欲を示した。

しかし、経済財政諮問会議や竹中総務相の地方分権21世紀ビジョン懇談会、財務省、自民党では「歳出歳入一体改革」の中心テーマに地方財政計画・地方交付税の圧縮を挙げており、地方財政をめぐる環境は厳しい。

活 動

新地方分権構想検討委員会は、三位一体改革後の第二期改革に向けて、真の地方分権推進につながる「分権型社会のビジョン」を探るつと、地方六団体が今年1月に学識者16名で発足させた。今年12月にも最終報告をまとめるが、六月の「骨太方針2006」で、地方財政のあり方が焦点となつてゐるため、緊急に「中間報告」をとりまとめた。

「地方行財政会議」設置を提言

「中間報告」は、はじめに「分権改革の5つの視点」を整理した。犯罪増加や所得格差、過疎化とコ



記者会見で意見を述べる山本全国町村会長（左）

ミュニティ崩壊などを例に挙げ、経済成長だけを優先する画一型社会から、安全・安心を優先する分権型社会へと、この国の目標を改めて転換」させる必要性を強調。その上で、東京一極集中から多様な地域をよみがえらせる自分たちのまちは近いところへ力を集める「ニア・イース・ベター」内政の政策立案に地方が参画し、さらなる分権改革を断行するよう提言した。特に、第一期改革が「官僚組織と地方の争い」となつたことを反省、第二期改革では国民・国会の理解と支持を得て進める必要性を強調した。

その上で、「中間報告」は「7つの提言」を盛り込んだ。

「提言1」では、「地方行財政会議」の設置を提言。第一期改革で設置された国と地方の協議の場が十分機能しなかつたことから、「国と地方が共同のテーブルで協議を行う『内政の政策立案に関する地方参画』システム」として、同会議の法定化を求めた。同会議は、政府（官房長官、総務・財務・他関係大臣）と国会議員、地方六団体各代表、民間有識者で構成し、国と地方の役割分担、国による関与・義務づけ、国の補助負担、地方税財政制度、地方への義

神野委員長（左から二人目）と六団体代表



務づけ法令・施策のあり方をなどを検討するとした。

「提言2」では、「地方税の充実強化」と、不交付団体人口の大幅増加」を提言した。対人サービス行政需要増大への対応と居住地課税を重視する視点から、消費税と地方消費税の割合を2・5対2・5とする。所得税から地方税への税源移譲で個人住民税所得割をさらに3%上乘せすること、国税と地方税の税源配分を5対5とするよう提言。併せて、不交付団体の住民の割合を国民の過半数とする目標を明記した。「提言3」では、地方交付税の「地方共有税」への変更を打ち出し

た。「交付税は国で定めた一定水準の行政サービスを国民が全国どこで生活しても享受できるようにするため」の「自治体全体で共有している財源」だとして、名称を「地方共有税（特会に入る分）」「地方共有税調整金」（自治体に入る分）に改めるよう提言した。さらに、3年～5年に一度、地方共有税の法定率を変更するとともに、その他の年度の財源不足には地方債または新基金により調整すべきだとした。これまでの財源不足補てんのための地方財政対策を否定し、財源不足には「法定率」改訂で対応する原則を前面に打ち出したもの。

併せて、「財源保障が自治体のコスト感覚を弱め不要不急の歳出を増加」国のプライマリーバランス改善のため削減数値目標を設定して縮小」「基準財政需要額は人口・面積だけで計算」すべきなどの「地方交付税批判」について、「地方交付税は、自治体が法令等による義務づけを含め地域社会に必要な不可欠な公共サービスを提供できるよう財源保障しているもの」だと指摘。その上で、地方交付税を圧縮するならば、まず国の関与・義務づけを見直すべき人口構成の差・地理的条件などの違いを考慮して自治体間の公平性確

保に留意すべき、だと反論した。さらに、今後の税源移譲による地方税の充実に伴い、「地方共有税の財政調整機能はますます重要になる」ことも強調した。

「提言4」では、「国庫補助負担金の総件数を半減（一般財源化）するよう提案した。今回の三位一体改革では「廃止の総額」を求めたため、補助金改革は大半が補助負担率の引下げ（負担転嫁）で終わった。このため、既に地方六団体が政府に提出済みの「国庫補助負担金等の改革案」を踏まえ廃止・一般財源化を求めたものだが、補助金廃止の目標を「総件数約200」（総件数は単単位で439件）としたのが特徴だ。また、国直轄事業負担金は早急に廃止すべきだとした。併せて、補助金改革により「国と地方の二重行政が解消され、国の職員削減にもつながる」ことを強調した。

「提言5」では、「国と地方の関係の総点検による財政再建」を強調した。国と地方を通じた行財政改革・財政再建を徹底するため、国と地方の役割分担の明確化の関与・義務づけの廃止・縮小国と地方の二重行政の解消 権限移譲に対応した国の出先機関の廃止・縮小・などの総点検を求めると同時に、「自治体自らの責任

と判断のもと、決意をもって、地方行革を一層強力に推進する」とも明記した。

なお、財政再建に関連して、国のプライマリーバランスが地方より悪いことを理由に「国の財政再建のため地方がより一層努力・貢献すべき」との指摘に対しては、法令等の義務づけなどを例に挙げて「国と地方の財政は複雑にからみあっており、相互に関連なく別々に改善目標をたてることは無理がある」と指摘。さらに、「国の関与・義務づけを廃止することなく、国のプライマリーバランス改善のため地方交付税を削減することとは、住民に必要なサービスを提供できない事態を招き、単なる国の赤字の地方へのつけ回し」と批判した。

「提言6」では、「財政再建団体基準の透明化と首長・議会責任の強化、住民負担の導入」を提言した。「破綻法制が地方分権21世紀ビジョン懇談会で検討されていることから、現行の財政再建団体制度の強化を基本とした改革案を提案したものだ。

まず、財政再建団体となる基準について、企業会計や第三セクターなど外郭団体、さらにフローとストックの透明性の高い「財政指標」等を開発するよう提言。併

せて、財政運営の透明性確保のため、外郭団体の情報公開 定期的な財政状況の公表・などの徹底も要請した。また、監査委員についても「勧告権の付与」などにより監査機能を充実すべきだとした。

一方、財政再建団体となった場合は、首長・議会の責任を問う仕組み強化 住民負担を求める仕組み導入・を提言した。このため、直接請求制度や住民監査請求制度を住民が活用しやすい仕組みとするほか、「徹底的な行財政改革を前提に住民サービスのカットや地方税の増税など住民負担を仕組みとして内蔵させる」とした。なお、「貸し手責任」は問わず、「債務は完全に履行する」とし、ビジョン懇談会等で議論されている債務カット、いわゆるデフォルトを否定した。「貸し手責任」では、市場からより高い金利を求められ、結果として自治体・住民の負担増につながることを理由に挙げた。このほか、地方債の共同発行も、小規模市町村では金利が高くなる可能性があるとして、都道府県単位での共同発行や自治体全体での共同発行機関の設置などが必要だとした。

「提言7」では、「新地方分権推進法」の制定を提言した。「分権改

革は未完である」との認識の下、「改革の根拠を法的に明確化」するよう求めたもの。併せて、第二期改革は国民・国会の力で推進する必要があるとして、議員立法視野にいれて制定すべきだとした。同法の内容は、地方分権推進のための基本的考え方やプロセス等を想定しているが、新しい分権型社会における地方自治の基本原則を含めた（仮）地方自治基本法」とすることも考えられるとした。

「中間報告は以上の提言を踏まえ、「分権改革の工程表」も提案した。提言の具体的スケジュールを示したもので、「国と地方の協議の場」で早急に「地方行財政会議」の設置を決め、その後は、同会議で 地方税の充実強化 地方交付税改革 補助金見直し 国と地方の関係総点検による財政再建 財政再建制度の見直し・を議論。併せて、「新地方分権推進法」の制定に着手し、国・地方を通じたプライマリーバランス黒字化の目標年次である2010年代初頭までに、「中間報告」の提言内容の実現を図るとした。

強まる「交付税攻撃」

地方六団体は、同「中間報告」を来月早々にも地方自治法の意見

活 動

申出権により内閣・国会に提出する。地方分権推進法の制定のきっかけとなった平成6年の意見具申に続き、2回目の「伝家の宝刀」を抜く。「第一期改革」に向けた地方六団体の決意を示すものといえる。

しかし、六月の「骨太方針2006」に向けて、霞が関・永田町では地方に厳しい地方財政改革論が展開されている。地方財政を議論した10日の経済財政諮問会議で

交付税抑制の提案に反論 地方六団体

地方六団体は、5月10日に開催

された経済財政諮問会議において、民間議員より提出された意見書「歳出・歳入一体改革」地方財政・交付税の改革」に対し、翌11日、「経済財政諮問会議における民間議員による提案（地方交付税総額の抑制等）」について「を決定した。

経済財政諮問会議における民間議員による提案（地方交付税総額の抑制等）について

昨日開催された経済財政諮問会議において、民間議員から地方財政・地方交付税の改革について提案がなされたが、そこでは地方交付税の一方的な抑制など極めて問題のある内容が含まれており看過

は、民間議員が、今後5年間

地方財政計画の歳出を過去5年間の抑制基調を継続し、現在の水準を相当下回る水準に抑制。地方交付税を「人口と面積など簡明な基準」に切替え、2011年度も2006年度の水準以下に抑える。よう提案。竹中総務相も、新型交付税（人口・面積を基本に配分）を来年度から導入し順次拡大、3年間で5兆円規模を目指す。再生型破綻法制を3年以内に制度整備

できない。

地方の歳出は、国が法令等によりその実施を義務付けたり、国庫補助負担金に合わせて支出するものなど、その7割は国が関与する経費で占められている。また、今後地方歳出は社会保障費などの当然増も予想されるが、こうした事情を全く考慮せず、何ら根拠を示すことなく、移転支出である地方交付税の総額を今後5年間現在の水準以下に抑制することとされている。これは、地方交付税制度の本質論を無視したものであり容認しがたい。

また、「国・地方間のバランスのとれた財政再建の実現」の名の下に、地方に大幅な歳出削減を押し

3年後を目途に「人口20万人」以上自治体の半分を不交付団体とする。との分権改革プログラム」を提出した。谷垣禎一財務相は「現行の交付税率（法定率）を聖域とすることなく見直すことにより『真に必要な額』を超える額は国民に還元する」とし、「法定率」引下げを提案した。

なお、竹中総務相は、地方の歳出削減には社会保障や公共投資など「歳出項目毎の見直しの明確

つけようとしている。これまで地方が懸命に行財政改革に取り組み、国を上回るペースで大幅な歳出削減努力をしてきた経緯を無視した国の赤字の地方へのつけ回しは断じて受け入れられない。

更に、不交付団体の増加を目指すとしているが、そのためには税源移譲が不可欠である。

今後地方は、集中改革プラン等に基づいて歳出削減に努めていく決意であるが、国が関与する経費については、国・地方が一体となつて歳出削減努力を行っていくべきである。このため、国と地方の役割分担を明確にし、国の過剰な関与の撤廃、国庫補助負担金の削減や国と地方の二重行政の排除など建設的な議論を進めるべきである。

化が必要」と指摘。さらに、不交付団体増加に合わせて税源移譲で国と地方の税収比を1対1とすべきとしたが、谷垣財務相は「不交付団体増加は税源移譲ではなく、まず地方歳出を見直すべきだ」と拒否した。

また、自民党の歳出改革プロジェクトチーム（座長・中川秀樹政調会長）も、小泉純一郎首相の指示を受けて5つの部門で具体的な歳出削減案を検討。「地財分野」担当の今井宏主査も「このチームの目標は地方財政の歳出削減。人件費や地方単独でこれくらいのボリュームがでてくる、トータルとしてこれくらいの削減が可能というまとめ方になる」との見通しを示した。近く、具体的な削減案をまとめる。

「交付税総額の一方的抑制」を打ち出した諮問会議の民間議員提案に対し、地方六団体は11日、「国の赤字の地方へのつけ回しは断じて受け入れられない」とのコメントを発表したが、交付税をめぐる環境は厳しい。しかも、「歳出歳入一体改革」は、今後数年間の国・地方の財政の大枠を決める。その内容によっては、交付税依存の高い町村に相当大きな影響が長期にわたり及ぶことも予想される。

（自治日報記者 井田正夫）

情 報

平成18年度 男女共同参画週間」を実施

男女共同参画推進本部は、6月23日(金)から29日(木)までの1週間、「男女共同参画週間」を実施する。

この期間中、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」が開催されるほか、地方公共団体や女性団体その他の関係団体の協力の下、男女共同参画社会の実現に向けた各種行事及び広報啓発活動が行われる。

1、目的

本週間は、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施することにより、男女共同参

画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めることを目的とする。

2、実施期間

平成18年6月23日(金)から6月29日(木)までの1週間

3、主催

内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁(警察庁、防衛庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

4、協力を依頼する機関・団体等

地方公共団体、女性団体その他の

新任都道府県町村会長の略歴

佐賀県町村会は平成18年4月27日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。

(4月27日付就任)

佐賀県町村会長

杵島郡江北町長

たなか げんいち
田中 源一

昭和23年4月20日生



関係団体(都道府県、政令指定都市、男女共同参画宣言都市、男女共同参画推進連携会議団体、有識者等)

5、実施事項

- (1) 本週間の中央行事として「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を「あらゆる分野における女性の参画促進」をテーマに開催する。
- (2) 本週間の実施に併せて、「男女共同参画社会づくり功労者表彰」及び、女性のチャレンジ表彰」を実施する。
- (3) 本年度は「参画で 職場に活気 家庭にゆとり」という標語のもと、男女共同参画社会の実現に向けた各種行事の実施、ポスター・チラシの作成配布及びテレビ、ラジオ、インターネット等のメディアを利用したキャンペーン等、広報啓発活動を実施する。
- (4) 4に掲げる機関・団体等に対して、(3)に掲げる広報啓発活動等の協力を依頼する。

男女共同参画社会「づくり」に向けての全国会議の開催

「男女共同参画週間の中央行事として、平成18年6月26日(月)(13:30~16:15)、東京厚生年金会館大ホールにおいて、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」が開催される。

同会議では、猪口邦子内閣府特命担当大臣(少子化・男女共同参画)による基調講演のほか、篠塚英子お茶の水女子大学教授をコーディネー

ターに「あらゆる分野における女性の参画促進」をテーマとするシンポジウム、男女共同参画社会づくり功労者表彰受賞者の紹介などが行われる予定である。

平成18年度男女共同参画フォーラムの開催

男女共同参画社会の実現に向けて、各界、各層の国民、民間団体、行政機関関係者が一堂に会する連携の場として、全国の各地域において「平成18年度男女共同参画フォーラム」が開催される。

開催地は、北海道(平成18年11月16日、17日開催予定)、富山県(平成18年11月1日、2日開催予定)、福岡県(平成19年2月10日、11日開催予定)、佐賀県(平成19年3月10日、11日開催予定)となっており、参加者は、主催都道府県、政令指定都市からの参加者の他、同地域のブロック内の地方公共団体等からも多数の参加を募る。

フォーラムでは、政府の男女共同参画に関する施策の推進状況の報告、有識者による講演等、市区町村における男女共同参画の推進に関する事例集」を活用した研修会などが行われる予定となっている。

【問い合わせ】

内閣府男女共同参画局総務課
電話 03・3581・2022
(直通)

情 報

北海道
中札内村

「むらづくり塾」を開始へ
村は今年度から、自主的なむらづくり事業の企画・実践を行うリーダーを養成するため、村内の若者を対象にした「むらづくり塾」を始める。地域の各種施策の現状や課題を把握し、今後のむらづくりに必要な知識や手法を学ぶことなどが狙い。対象は、村内に在住しているか職場がある18〜35歳までの村民。同塾の開催期間は2年で、年5回程度開催する予定だ。

青森県
板柳町

リンゴの剪定枝で遊歩道を舗装
町は、整備を進めている遊歩道「中央アップルモール」の一部を、リンゴの剪定枝を使って舗装した。遊歩道2・1キロメートルのうち、リンゴ園に隣接する670メートルの区画で共用を始めた。

町の市街地を流れていた農業用水路を改良した遊歩道は、災害時には避難路になる緑道として整備。沿道には、リンゴをテーマにしたオブジェや、町の歴史を表示した街灯などがあり、遊歩道の大部分は小さな石を敷き詰めて整備している。
また、多くのリンゴの木に囲まれた「町ふるさとセンター」付近の舗装にもリンゴの木を使った。

山形県
大江町

若い世代の定住促進へ
町は、定住促進を図るため、若い世代を対象に宅地60区画を整備し、11月から分譲を開始する。

開発地区の面積は約4・9ヘクタール。この中に60区画の宅地と、一戸建て賃貸住宅8世帯分、賃貸集合住宅12世帯分を建設する。
若い世代が購入しやすいように1坪4万5000〜5万円と分譲価格を安く設定。さらに、子育て世代への支援金(最高100万円)の交付や、温泉の3年間無料入浴券を贈呈するほか、町民農園の3年間無償貸与などの特典をつけることになっている。

群馬県
上野村

日帰り温泉施設オープンで遊湯券を発行
村は、日帰り温泉施設「浜平温泉おじの湯」の本格オープンに伴い、泉質が異なる村内4つの温泉巡りを楽しんでもらおうと、「温泉郷遊湯券」を発行した。

浜平温泉は、塩ノ沢、向屋、野栗沢に続く村内4つ目の温泉。露天風呂を含む浴室のほか、休憩室が3部屋あり簡単な食事などもとれる。
遊湯券は、4つの温泉が1セットになっており、各施設を利用することにスタンプが押される。4カ所全て入浴すると、村の特産品として、十石みそ汁、木工キーホルダー、まいたけ茶漬け などと引き換えることができる。

野栗沢に続く村内4つ目の温泉。露天風呂を含む浴室のほか、休憩室が3部屋あり簡単な食事などもとれる。
遊湯券は、4つの温泉が1セットになっており、各施設を利用することにスタンプが押される。4カ所全て入浴すると、村の特産品として、十石みそ汁、木工キーホルダー、まいたけ茶漬け などと引き換えることができる。

カプセル NOW & NEW

長野県
木島平村

「デマンド交通」導入へ
村は、住民の予約に応じて戸口まで送迎する「デマンド交通」を早ければ7月下旬にも導入する。現在は、民間バス会社が路線バスを運行しているが、県の補助が2005年度で打ち切りとなり、路線バスも9月に終了することから、村は代替交通手段を検討していた。

導入するデマンド交通では、10人乗りワゴン車2両を購入し、運行業者に貸与。年間経費と運賃収入の差額を村が委託料として補助する。
現在とほぼ同数の1日6便程度を想定しており、運行に要する経費は年間800万円程度を見積もっている。

福岡県
二丈町

「出前町長室」を開始
町は、4月から町民との情報共有を目的とした「出前町長室」を開始した。町長らが町民グループと直接意見交換を行い、苦情や要望ではなくまちづくりに関する前向きな意見や提言を聞くもの。

対象は、町内在住か在勤、在学の5〜10人程度の住民グループ。会合で出された意見や提言は町政に反映させるほか、広報誌等を通じて住民にも知らせる予定だ。

協働のまちづくりを進める町は、これまで校区・駐在区単位に町民の声を聞く「まちづくり懇談会」を開催していたが、よりこまかなニーズを把握するために出前町長室を実施することに

大分県
九重町

日本一の大吊り橋の名称を募集
町は、今年10月下旬に完成予定の歩行者専用大吊り橋の名称の募集を行った。

建設中の大吊り橋は、長さ390メートル、高さ173メートルで日本一の規模を誇る。総事業費は20億円。
橋の上からは、「日本の滝百選」に選定された「震動の滝」などを見ることが出来る。
町では、寄せられた名称を選考委員会で審査した上で、結果を6月下旬にも町ホームページ上に掲載する。

鹿児島県
知覧町

平和願つメッセジを募集
町は、8月15日の終戦記念日に開催するスピーチコンテスト「第17回平和へのメッセジ from 知覧」の作品を募集している。

募集するのは、「命の尊さ、平和の大切さ」をテーマにした未発表のオリジナル作品。
選考は、一般(高校生を除く満15歳以上)、高校生、中学生(県内に限る)の3部門に分け実施。1次審査通過者には、本人の肉声を録音したカセットテープ等による2次審査がある。

各部門とも最優秀賞受賞者には、賞金30万円等が贈られる。当日は、町ホームページで同コンテストの様態を動画配信する。

森林・林業・山村活性化研修会

主 催	全国市町村林野振興対策協議会・全国町村会
後 援	林野庁(予定)
日 時	6月22日(木)午後1時より 23日(金)午前11時40分まで
場 所	全国町村会館2階ホール
参加者	市町村長、林政担当者等
参加費	無料
申込み	各都道府県協議会事務局(各都道府県町村会事務局等) 6月5日(月)締切
問い合わせ	全国町村会経済農林部(電話03-3581-0485)

研修内容・講師等

「林政の基本課題と展開方向について」

(林野庁長官 川村 秀三郎氏)

木材の生産、供給を通じて森林の整備を担ってきた林業は、採算性の悪化により生産活動が停滞している。その結果、間伐等の施業が適正に行われないなど、森林の多面的機能の持続的な発揮が危ぶまれる状況にある。

一方、人工林を中心に森林資源が充実する中で、用材の自給率は7年ぶりに2割を超えるものと見込まれるなど国産材利用拡大の兆しが見られる。

現在、森林・林業基本法に基づき、森林・林業基本計画の改訂作業が進められている中で、林野庁長官には、当面する林政の基本課題とその展開方向についてご講演いただく。

「森づくりと木材ビジネス - ピンチをチャンスにどうつなげるか?」

(鹿児島大学教授 遠藤 日雄氏)

現在、世界中で資源の争奪戦が展開されている。石油、天然ガス、鉄鉱石、食料など。木材も例外ではない。外材の産地価格は一様に上昇しているのに、日本のスギだけが値下がりしている。

これは森林経営(森づくり)にとってはピンチであるが、木材業界にとっては絶好のビジネスチャンスである。今、森林・林業・木材産業界に問われているのは、このジレンマをどう打開していくかである。その方策についてご講演いただく。

「違法伐採問題が提起した地域産木材の意義」

((社)全国木材組合連合会常務理事 藤原 敬氏)

本年度から政府は、熱帯林などの「違法伐採問題」に対応するため、合法性が証明された木材・木材製品をグリーン購入法によって優先的に購入することにした。昨年のG8サミットの議論をふまえ、木材のトレーサビリティが問われることになって

きたが、世界中で最も透明性のある木材は地元の木材である。トレーサビリティや輸送過程の環境負荷といった世界のトレンドから、地域産木材についてご講演いただく。

「森林整備地域活動支援交付金制度について」

(林野庁企画課長 岡田 憲和氏)

適切な森林整備の推進を図るためには、森林所有者等による森林施業の実施に不可欠な地域活動(現況調査、施業実施区域の明確化作業、歩道の整備)が確保されることが重要である。このため、保育等が必要となる一定の林齢の育成林を対象に交付金を平成14年度から交付しているが、本制度は平成18年度に事業実施期間を終了することから、その継続と次期対策のあり方について現在検討が進められている。企画課長には、これまでの本制度の評価と今後の検討の視点についてご説明いただく。

「企業と連携した森林再生への取り組み」

(慶応義塾大学教授・NPO法人理事長 細田 衛士氏)

国土保全のための重要な要素である森林が荒廃している。その原因の一つは、急増している施業放棄である。森林づくり条例を定める都道府県も増えているが、森林再生には国民の協力が必要である。この協力・連携を促進するため、市民・企業の支援資金によって森林育成を行う「NP 法人22世紀やま・もり再生ネット」を設立し活動を開始した。この活動は、財産区有林や環境NP 所有林、市町村の要請がある森林などの公共性、公益性が高い森林で、必要な作業が実施されていない森林を対象としている。資金提供者にはこの成果の環境報告書への記載や広告媒体への使用、保育作業への従業員参加や森林浴などに利用するなど、金銭ではないリターンを行う。その取り組みについてご講演いただく。

情 報

「よく噛んで食べること」の健康効果

生活習慣病予防の第一歩

医療ライター 谷川 広海

最近では、柔らかい食品が好まれ、その結果、食べ物を噛む回数が減ってきています。卑弥呼の時代には、硬い木の実や穀類などが主食だったので、咀嚼の回数は現代人の六倍以上、戦前でも二倍以上だったそうです。

よく噛むことの効果は、唾液の分泌の活発化や歯を丈夫にするだけにとどまりません。がんや認知症の予防、視力向上など、さまざまな効果があるということが発表されており、咀嚼が健康なカラダづくりの基本として注目されています。

今、専門家からは、「一口三〇回」が提唱されていますが、あなたは一口何回噛んでいますか？

「卑弥呼の歯がいーぜ」とは？

「卑弥呼の歯がいーぜ」というのは、全国の学校給食や食育についての研究を重ねている学校食事研究会が作った標語です。

- 「心」… 肥満を防ぐ
- 「み」… 味覚の発達を促す
- 「い」… 言葉の発音がはっきりする

肥満解消の三つの効果

- 「の」… 脳の発達を促す
 - 「は」… 歯の病気を防ぐ
 - 「が」… がんを防ぐ
 - 「い」… 胃腸の働きを促進する
 - 「ぜ」… 全身の体力向上と全力投球
- これをみても、よく噛んで食べることに大切かということがわかります。

生活習慣病の大敵は肥満。よく噛むことは、空腹を感じずにふだんの食事量を二〜三割ほど確実に減少させる効果的なダイエット法で、臨床にも応用されるようになりました。

肥満タイプの人に共通するのは早食いで、これは、余剰エネルギーを消費せず、満腹中枢が働かないため、当然、食べる量も増え、さらに肥満が進むという悪循環をもたらします。この悪循環を断ち切る秘策が「よく噛むこと」です。

脳内にはヒスタミンという物質があります。花粉症やじんま疹をひきおこす引き金になる働きはよく知ら

れていますが、ヒスタミンが重要な神経伝達物質であることは、あまり知られていません。これは、睡眠のリズムの調節・食欲の調節・集中などを制御する働きで、よく噛むことと密接な関係があります。よく噛んで食べると、このヒスタミンが量産され、さまざまな効果を得られるのです。

満腹中枢の活性化（過食を防ぐ）

よく噛んでゆっくり食べると、肝臓に貯蔵されている糖分が血液中に放出され、血糖値が上がります。この信号が脳に届くと、満腹感を作り出す化学物質が増え、脳の満腹中枢に「もうこれ以上食べなくて良い」という満足感が生まれるのです。ポイントには、「よく噛んでゆっくり食べる」ということです。

内臓脂肪を分解する

脳内ヒスタミンは、脂肪を分解するとともに脂肪合成を抑制することがわかってきました。つまり、よく噛んで食べると、かくれ肥満の予防が期待できるというわけです。

全身の新陳代謝の促進

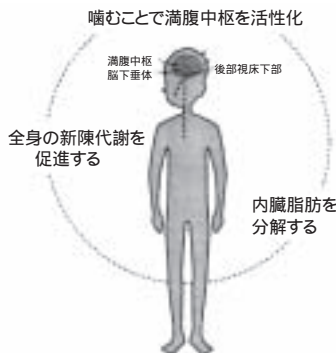
噛むことにはジョギングするのと同じくらいの運動効果があります。よく噛んで食べると、神経伝達物質であるヒスタミンが量産されます。すると、交感神経の活動を調節している脳中枢が活性化されて全身のエネルギー代謝を促します。

先端科学が解明したこの三つの効果がわかるように、噛むことは健康なカラダづくりの基本なのです。

よく噛んで脳の老化を予防する

食物はカラダに必要な栄養をとるだけでなく、同時に固有の「歯応え」や「噛み応え」を堪能することも大切です。人間は、食物を口の中に入れると、その硬さ、におい、味、形、粘り気などを自然に感知し、それに合った噛みかたをします。この食べて噛む動作は、脳内にある神経やカラダの成長を促進するホルモンの分泌を高めるため、脳の老化を防ぎ、記憶力をアップさせるといことがわかってきました。

ふだん当たり前のように行っている「咀嚼」ですが、よく噛むことには、こんなにも多くの効果をもたらすのです。明日からといわず、今から一口三〇回を実践してみませんか？



随 想

随
想

先人の姿に学ぶ

鳥取県湯梨浜町長
山本 庸生

鳥取県中部に位置し、日本海に面した湯梨浜町は平成十六年十月一日、旧来の羽合町、東郷町、泊村の三町村が合併して誕生しました。江戸時代には同じ河村郡に属するなど古くから横のつながりのあった

三町村ですが、自然環境や風土も異なり、それぞれが独自の産業、文化を育ててきました。合併を契機にして、旧町村が築いた土台の上に新しい町をどう発展させたいのか、住民の皆さんと一緒に知恵を絞っているところです。

旧町村の歴史や文化、産業を考えた場合、共通する屋台骨として、「東郷池」と「二十世紀梨」の二つを挙げることができます。一方は当地の自然環境が長年にわたって作り上げた「天然の池」であり、他方は私どもの先人が苦勞を重ねた結果、今日の名声を博すに至った「人力による梨栽培」です。

東郷池のありし日の姿は、十三世紀のころに描かれた有名な「伯耆国東郷荘下地中分絵図」に見ることができます。これは、京都、松尾神社が支配した東郷池周辺の荘園を巡って当地の地頭との間で争いが起

こり、結果として領地を二等分することで和解した証拠の絵図です。寸分たがわぬ精密な描写ではありませんが、東郷池や日本海のほか、今日の旧三町村の領域がほぼ収まるように描かれています。

日本海とつながった東郷池は、古代から交通の要衝であったとみられます。周辺に多く連なる古墳時代の前方後円墳は、交易によって富を得た当時の豪族の墓と考えられるそうです。また、江戸時代には藩内の米の集散地として栄えました。旧羽合町には当時の藩倉が残っています。いづれも日本海や東郷池の水利と深く関係した貴重な文化遺産です。

近年は鳥取県の事業で東郷湖羽合臨海公園の整備が進み、池の周辺にあやめ池や足湯など憩いの施設が数多く完成しました。国内で最大級といわれる中国庭園「燕趙園」も池のほとりにあります。風光明媚は湖畔の宿、東郷温泉やハワイ温泉、グラウンドゴルフ発祥を記念した公園「潮風の丘とまり」などと連携し、県中部の観光スポットとして大いに売り出せるものと期待しています。

このほか、毎年八月の炎天下に開催される「東郷湖ドラゴンカヌー大会」は、各チームの船長が叩く太鼓の音に合わせてパドルを漕いだり、応援の大歓声が湖上に響き渡ったりと、何とも勇壮で愉快な行事です。今では、真夏の風物詩の一つとしてすっかり定着しました。

一方、二十世紀梨の栽培が当町に導入されてから、本年はちょうど百周年になります。後継者不足もありませんが、この一世紀の間、当地の発展を支える最大の産業であったことは間違いありません。特に「東郷梨」は全国に知られるブランド商品になりました。

梨栽培が始まった明治時代、旧東郷町では二十世紀梨の普及活動や栽培の指導に意欲的に取り組んだ人物が数多くいたようです。伊藤馬蔵もその一人で、苗木を熱心に栽培しては近郷の人たちに販売したそうです。そのことから、時の伊藤博文内閣総理大臣になぞらえ「伊藤苗閣造梨大臣」と呼ばれていた、という面白い記録も残っています。

当町では、毎年七月四日を「梨の日」に定め、記念行事を催しています。特に、旧東郷町や旧泊村内の樹齢七十年以上にもなる二十世紀梨の木二十本を「長寿梨」に認定しました。町民こそって、二十世紀梨を大切にしようという運動を進めています。

梨の天敵である黒斑病や相次ぐ天災にもめげず、先人たちのたゆまぬ努力で今日の名声を得ることができました。その労苦に感謝しながら、今後とも二十世紀梨を主体にした強固で豊かな農業基盤を作り上げていきたいと考えています。



二十世紀梨の花

情 報

政策リーダー

政策リーダー

介護保険料まとまる

厚生労働省

厚生労働省は、このほど4月から改定された65歳以上の第3期(平成18年～20年)の介護保険料をまとめた。

まとめによると、第1号被保険者1人あたり全国平均の月額保険料(加重平均)は4,090円で、第2期(3,293円)に比べ、797円増(24・2%増)となっている。

65歳の介護保険料は、運営する市町村や広域連合ごとに定められ、今回は、全体の92・3%にあたる1,549市町村・広域連合が介護保険料を引き上げ、据え置きは73、引き下げは57だった。

保険料基準額の分布状況(1、679市町村等)を見ると、4千円以下の市町村等は62・6%、4千1円以上5千円以下が34・1%、5千円を超えた市町村等が3・3%あった。厚生省は、高齢化で介護サービスの利用量が増加したため保険料が高額化したとみている。

都道府県別の平均保険料をみると、最高は、制度発足当初から3期連続で沖縄県(4,875円)、次いで徳島県(4,861円)、以下、青森県(4,781円)、長崎県(4,765円)、大阪府(4,675円)の順となっている。一方、最低は、茨城県(3,461円)で、以下、福島県(3,496円)、栃木県(3,549円)、埼玉県(3,581円)、千葉県(3,590円)となっている。

全国半島振興市町村協議会総会開催される

全国半島振興市町村協議会(会長 脇本哲也・北海道知内町長、会員、194市町村)は、5月24日に全国町村会館にて定期総会を開催する。

半島地域の市町村は、昨年3月、10年間期限延長を実現した半島振興法の下に各半島地域ごとの新たな半島振興計画を作成し、これに基づき地理的条件の制約や産業基盤の遅れ等、他の地域と比較して低位にある半島の市町村が、地域振興と、地域住民の生活の向上や国土の均衡ある発展を踏まえた自立的発展に向けた取組みを行っている。

総会では、立教大学観光学部 安島教授より「新しい観光による半島地域振興」と題した講演が予定されている。

また総会では、「平成17年度の歳入歳出決算」や「平成19年度政府予算編成及び施策に対する要望」などについて審議することとしており、その後、これを会員市町村の意向に十分反映させるものとするために関係政府や国会議員に対して、要請活動を行うこととしている。

なお、要望では平成19年3月に適用期限を迎える所得税や法人税に係る特別償却制度の延長などの税制上の特例措置の延長や旅館業についての適用地域の拡充等を求める。

「立ち上がる農山漁村」有識者会議が提言 内閣官房・農林水産省

「立ち上がる農山漁村」有識者会議は、農林水産業を核とした、自律的で経営感覚豊かな農山漁村づくりの先駆的事例を選定し、これを全国に発信・奨励することにより、全国の農山漁村に「地域自ら考え行動する」意欲あふれた活動を広めようとするもので、委員は関係分野に造詣が深い各界の有識者で構成されている。

同会議では、これまで平成16年度及び17年度において各30事例を選定し、PR等に努めてきたが、その活動や調査を通じて得られた知見に基づき、今後の農山漁村振興の展開方向について提言を取りまとめ、このほど政府の食料・農業・農村政策推進本部(本部長・小泉総理)に報告した。

提言では、これまでの指導や助成による画一的な施策から、各々の地域がその持ち味を十分に活かし、互いに切磋琢磨し競い合うことにより、農山漁村全体が活性化する方向に導く施策に転換すべきであるとしており、そのためには「多くの地域の参加の促進」、「努力・創意工夫を活かせる制度の整備」、「再挑戦の機会の提供」が必要であるとしている。また、その際、企業力や大学等の知見、団塊世代のノウハウを農山漁村に活かす取組みが必要であるとしている。



車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済の補償に「ご自身のおクルマの補償」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら

- 通常に新規でご加入するよりも**40%**(保険料)[※]割引
(※町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合。車両保険は9等級からスタートします。)
- 集団扱契約によりさらに**5%**割引



◎年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定する場合、またお車が新車の場合は、さらに掛金(保険料)が割引になります。

契約条件と掛金(保険料)例

車名	トヨタ カローラフィールダー	補償範囲	免責金額なし	免責金額5万円
型式	NZE121G(車両クラス2)	オールリスクタイプ	43,160円	35,080円
初度登録	平成17年8月(新車割引あり)	(通常に新規で加入する場合)	71,930円	58,470円
年齢条件	30歳以上(家族限定)	エコノミー+A特約	21,060円	17,110円
共済(保険)金額	150万円	(通常に新規で加入する場合)	35,090円	28,520円
		A特約のみ	—	9,470円
		(通常に新規で加入する場合)	—	20,520円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(9等級)の場合のものです。保険料は平成18年1月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
- ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは6S等級を適用した保険料を例示したものです。
- ・免責金額とは、共済(保険)契約者に、自己負担していただく金額です。
- ・このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせ下さい

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里 (取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものであります。

平成17年10月24日 SJ05-05230